

令和 8 年度 第 1 回船橋市児童福祉審議会権利擁護部会 会議録

開催日時

令和 8 年 8 月 2 7 日（木） 1 0 時 2 7 分～ 1 2 時 0 4 分

開催場所

船橋市児童相談所 3 階 ミーティングルーム 1 ・ 2

出席者

（委員）

柏女委員（部会長）、川崎委員（部会長職務代理者）、大塚委員、大月委員

（市職員）

狩野こども政策課長、奥野児童相談所長、高本児童相談所相談支援係長

その他関係各課職員

（事務局）

こども政策課 石原こども政策課長補佐、宇都総務企画係長、山本主任主事、
成松主事

次第

1. 開会

2. 議題等

（1）部会長の互選及び部会長職務代理者の指名について【公開】

（2）児童福祉法第 2 7 条第 6 項の規定による市長の諮問事項の審議に関すること
【非公開】

3. 閉会

公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

一部非公開

議題（2）については、船橋市情報公開条例第 7 条第 2 号に該当する不開示情報である個人情報が含まれることから、同条例第 26 条第 2 号に基づき非公開としました。

傍聴者の定員・傍聴者数

定員 5 名 傍聴者なし

議事

1. 開会

○こども政策課長

皆様おそろいになりましたので、これより令和8年度第1回船橋市児童福祉審議会権利擁護部会を始めさせていただきます。

本日の司会進行はこども政策課の課長補佐の石原が行いますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

(配付資料の確認)

○こども政策課長

それでは、進行を代わります。事務局、お願いします。

○事務局（こども政策課長補佐）

こども政策課長補佐の石原でございます。

本日の会議につきまして、船橋市児童福祉審議会条例に基づきまして、部会長が議長を務めることとなりますが、本日が初の会議開催でございますので、現時点で部会長が不在となっておりますことから、部会長が決まるまでの間、こども政策課長が仮議長として会議を進行することとさせていただきますよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局（こども政策課長補佐）

ありがとうございます。

それでは、こども政策課長、よろしくお願いいたします。

○仮議長(こども政策課長)

仮議長を務めさせていただきますこども政策課の狩野と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議は4名の部会員のうち4名の方々にご出席いただいておりますことから、船橋市児童福祉審議会条例に規定されています過半数の定足数に達していますことをまずご報告させていただきます。

また、「会議の公開・傍聴」についてでございますが、議題（1）部会長の互選及び部会長職務代理者の指名については「公開」としますが、議題（2）児童福祉法第28条第1項による施設への入所について（諮問）には不開示情報が含まれますので、「非公開」とさせていただきます。

傍聴者の定員につきましては、5名までとして、市のホームページに掲載させていた

いただきましたことをご報告いたします。

なお、事前に受け付けました結果、本日は傍聴者なしということで事務局から報告を受けております。

(1)部会長の互選及び部会長職務代理者の指名について

○仮議長(こども政策課長)

それでは、1つ目の議題です。船橋市児童福祉審議会の部会長につきましては、児童福祉審議会条例第6条第3項の規定により、委員の互選により定めることとしております。

どなたか、自薦、他薦をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○大塚委員

(挙手)

○仮議長(こども政策課長)

はい、お願いします。

○大塚委員

大塚でございます。よろしくお願いします。

部会長には柏女委員が適任ではないかと考えます。

柏女委員は、児童福祉の第一人者として、社会的養護や虐待対応の分野で長年政策形成を牽引してこられました。また、本市においては児童相談所基本構想策定検討会及び児童相談所基本構想改訂検討会にて会長を歴任され、船橋市の児童相談所の礎を築く上で中心的な役割を担われた経験もございます。深いご見識や船橋市の経緯をよくご理解されている点からしても、柏女委員にお願いするのが最もふさわしいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○仮議長(こども政策課長)

ありがとうございます。

それでは、柏女委員に部会長をお願いしたいと思います。

一言ご挨拶をいただけますでしょうか。

○柏女部会長

ただいまご推薦をいただきました柏女と申します。

私自身は、今大塚先生からもお話いただきましたけれども、それ以外には10年間ほど東京都の児童相談所で審議会の委員長などを務めておりまして、権利擁護部会もちょうど10年間、部会長をさせていただき、1年間に30ケースほどありましたので、10年間で300事例ほど担当させていただきました。東京都全体ですので非常にシビ

アな事例もありましたが、いろいろな方策等を今日お集まりの皆様方のような専門家の方や事務局の方々と一緒に協議してまいりました。今日はそのことも活かしながら、また、船橋市の状況を踏まえながら、いろいろと皆様方のお知恵をお借りしてやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○仮議長(こども政策課長)

ありがとうございます。

それでは、以降の進行につきましては、柏女部会長にお願いいたします。

○柏女部会長

それでは、これから進めさせていただきますが、私も状況によっては欠席になってしまうこともありますので、その場合の職務代理の方をご指名させていただければと思います。

これまでずっと一緒に船橋市の児童相談所の構想などを検討してまいりました川崎さんにぜひ職務代理をお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柏女部会長

ありがとうございます。

一言ご挨拶いただいてよろしいでしょうか。

○川崎委員

私は今、子どもの虹情報研修センターの顧問をしております。もともと京都府の児童相談所で30年ぐらい勤務しておりましたが、その後、子どもの虹情報研修センターで割と長く勤務しております。

先ほど部会長の柏女先生がおっしゃっていたように、船橋市でも構想をつくる段階からいろいろと一緒に議論させていただいておりました。先ほど見学をさせていただいて、本当にすばらしい建物ができたなと思っていますし、この建物を活かした支援が行われたらいいなとすごく感じました。

この児相をつくっていくための構想委員会と併せて、つい最近、船橋市での死亡事例の検証委員会にも参加させていただいた関係で、今回もこの審議会に参加させていただいております。

私は京都に住んでおりまして、そういう点で少しご迷惑をかけることがあるかもしれませんが、こうして委員になった以上は、船橋市のこどもたちが少しでもいい形で人生を送れるように努力していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○柏女部会長

それでは、川崎委員、恐縮ですけれども、よろしくお願いいたします。

「職務代理者の指名について」はこれで終わりましたので、「諮問事項の審議に関する

こと」を進めていく形になりますが、その前に、自己紹介などはよろしいでしょうか。

この部会に深く関連するようなことで皆様方にお知らせしておいたほうがいいかなというものがあれば、その辺を中心にご紹介をいただければと思います。

私はもういいと思いますし、川崎さんもいいですね。

○川崎委員

先ほどのとおりでございます。

○柏女部会長

では、大塚委員から。

○大塚委員

着座のまま失礼します。大塚佳子と申します。精神科の医師でございます。職場は船橋駅の北口にあります「にじの空クリニック」というところで、小さいクリニックをやっております。

児童相談所は平成17年ぐらいから、東京都のほうで虐待の親のほうのカウンセリング事業というのがあって、それで足立区の児童相談所で月1回、カウンセリングをやっ
てまいりました。そこで非常に勉強になることがありまして、このたび船橋に児童相談
所ができたということで、その経験がお役に立てればなと思っております。どうぞよろ
しく願いいたします。

○柏女部会長

お願いします。

では、大月委員、お願いします。

○大月委員

着座で失礼いたします。弁護士の大月と申します。

事務所が成田にあるのですが、私自身、船橋市民ということもありまして、今回、弁
護士会の推薦で受けさせていただきました。こどもに関わる仕事としては、千葉県の中
央児童相談所の嘱託弁護士をしております。それから、今年から子どもシェルターを運
営しています「子どもセンター帆希」の理事も務めてさせていただくことになっており
ます。この委員のメンバーの中では甚だ若輩者ではございますが、頑張りたいと思いま
すので、よろしくお願いいたします。

○柏女部会長

お願いします。

では、職員の方から簡単に一言お願いします。

(市職員挨拶)

(2) 児童福祉法第 27 条第 6 項の規定による市長の諮問事項の審議に関すること

(以下、非公開)